

始



昭和七年四月

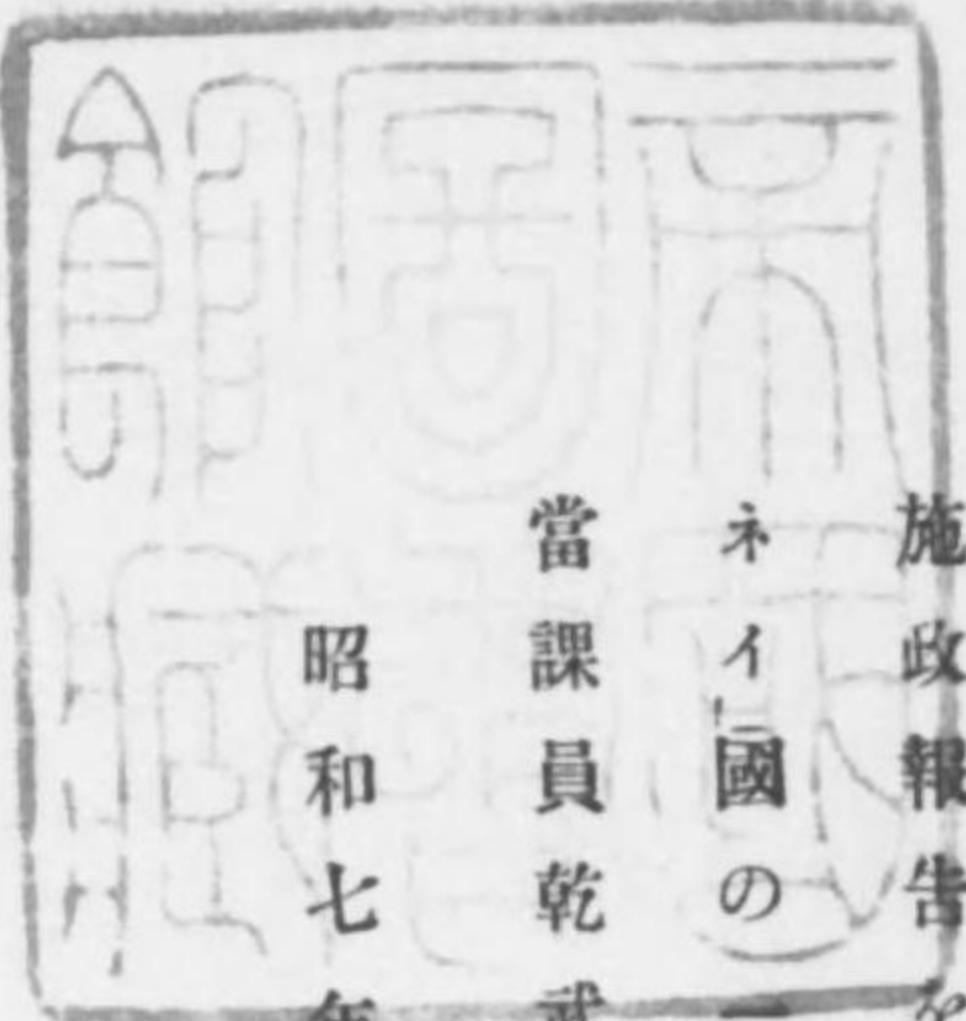
英領「ブルネイ」國事情

外務省通商局

緒 言

發行所寄贈本

本書は「ブルネイ」國駐在英國理事官(Resident)の一九三〇年度
施政報告を基礎とし之に我在外公館の報告等を參照し「ブル
ネイ」國の般概況を知るに便ならしむることを趣旨として
當課員乾武夫をして編輯せしめたものである。



378-330



英領「ブルネイ」國事情摘要

二、五〇〇平方哩（我四國の約三分の一）

約三一、〇〇〇人（一九二〇年現在）

一、人

口

一、首

府

一、言

語

一般に馬來語が用ひられるが官廳關係に於ては主として英語が用ゐられる。同地の馬來語は「ラングア・フランカ」(langue franca)と稱せられ、英領海峡殖民地の馬來語とは稍々異なる。尙此他に[[1]]の土語が土人間に使用せられて居る。

一、政治
英國の保護領で英國政府の任命する理事官 (British Resident) が「マホメット」教關係を除く一切の國內政務を管掌して居るが、右理事官は馬來高級委員 (the High Commissioner for the Malay States) 即ち在新嘉坡海峽殖民地總督の監督を受け、又「マホメット」教關係事務は依然として「サルタン」の司る處である。

一、主要輸出品
家畜、乾車蝦、「セイゴ」、「カツチ」、栽培護謨、「ゼルトン」護謨、獸皮、角、

一、主要輸入品

真鍮製品、銀製品、「サロン」、石炭及石油。
米、砂糖、鹽、酒類、其の他の食糧品、煙草、自動車、織物類、各種機械器具及石油。

一、氣候

氣候は一年を通じ變化極めて少く比較的爽快で健康に適する。日中は華氏八〇—九〇度を升降するが常に微風を伴ふから余り暑氣を感じない。夜間は氣温が下つて八〇度以下になる。降雨量は地方に依り異なるが年平均一〇〇乃至二〇〇時の間である。

一、交通

我國より「ブルネイ」國に渡航するには日本郵船か大阪商船の汽船で新嘉坡まで行き同處から「ストレーツ・ステーム・シップ」會社の二千噸内外の汽船（一週一回の定期航路）を利用して「ラブアン」島に行き（二晝夜を要する）其處から連絡船で「ブルネイ」に渡るのである。其の他の渡航法として大阪商船の南洋線に依つて英領北「ボルネオ」の「タワオ」に行き同地から沿岸航路船（二三百噸の小汽船）で「ブルネイ」に到着することも出来るが日數他の點で不便が多い。國內の交通は未だ極めて不便で近年になつて自動車の便が少し開けたが道路が不完全であるから特記する程のものではない。

温が下つて八〇度以下になる。降雨量は地方に依り異なるが年平均一〇〇乃至



英領「ブルネイ」國事情

目次

一、概說	一頁
二、略史	四
三、財政	五
四、經濟	一
五、產業	二
農業	二
林業	三
(口)(イ)	一
六、貿易	一六
製造工業	一四
鑄業	一五

- 七、交通.....111
 八、通信.....111
 九、裁判、警察及刑務.....111
 一〇、公衆衛生.....115
 一一、教育.....117
 一二、土地法規.....118
 一三、労働者狀況.....110
 一四、氣象.....111

英領「ブルネイ」國事情

一、概 説

「ブルネイ」國は南洋「ボルネオ」島の西海岸に在る「サルタン」國で英領北「ボルネオ」と「サラワク」王國との間に位し英國の保護領となつてゐる。南緯四度五分、五度二分間東經百十四度七分、百十五度二十二分間に介在し、全面積は二、五〇〇平方哩で我四國の約三分の一に相當し海岸線は約一二〇哩である。其の人口は一九三〇年の調査によれば三一、一七〇人で其の密度は一平方哩につき約十二人強の割合である。警察に登録した外國人（主として支那人）は一九二九年には七百六十三人、一九三〇年には千三百二十三人である。

「ブルネイ」國は行政上の目的より「ブルネイ」(Burunei) 「トウトング」(Tutong) 「ベライト」(Belait) 「テムブロング」(Temburong) 及「ムアラ」(Muara) の五地方に劃分せらる。首府は「ブルネイ」市であつて「サルタン」の居城も英國理事廳も同市に在る。當市は全國を通じ都市形態

を備へた唯一の都市であつて別名「ダルーウルーサラーム」(Dar-ul-Salam)と稱せられる。平和の町と云ふ意味である。

「ブルネイ」市は新嘉坡から七百五十八海里の地點に位し「ブルネイ」河口「ムアラ」から十二哩の所に在る。人口約一萬一千を擁し新舊の兩市街に分れ舊市街は水上に居を構へたる土人部落であるが新市街は一九一〇年以來舊市街の對岸主として埋立地上に建設せられた市街で官衙、店舗、住宅が多數存在して居る。

「ブルネイ」國では海峽植民地の貨幣制度が其儘採用されてゐる。即ち銀貨一弗を以て貨幣の單位となし百仙で一弗とする。一弗の現公定相場は英貨二吉四片に相當する。補助貨として五十仙、二十仙、十仙及五仙の四種の銀貨がある。猶此の他に五仙の「ニッケル」貨、二仙の銅貨が流通する。紙幣は最低一弗より數種類ある。而して海峽植民地、「サラワク」王國、英領北「ボルネオ」の貨幣は同價で流通してゐる。

度量衡は英國並に馬來聯邦と同様のものが採用せられる。一「ピクル」(Pikul)は百三十三封度三分の一に當り、百「カット」(katty)に細分せられる。一「カット」は十六「ターチル」(tahil)で、一「ターチル」は十六「チス」(chis)又は百「フウーン」(hoon)に分たれる。一「タ

「イル」は常衡の一「オンス」三分の一に當る。一「コーヤン」(koyan)は四十「ピクル」であつて常衡の五千三百三十三封度三分の一に相當する。

是等を米突法で換算すれば「ピクル」一六〇、四七八・六五疋、「カット」一〇・六〇四七七疋、「ターチル」一〇・〇三七八四疋である。

此の他一「ガロン」に相當する「ガントン」(gantang)、一「クオルト」に相當する「チウバ」(chupak)等の量目がある。

「ブルネイ」國の全部は熱帶圈内に在るため其の產物も熱帶產物が主であつて、謹謨と「セイゴ」は最も重要な地位を占めてゐるが、面積狭小であるから數量何れも僅少である。

鑛產物として石油は最も重要なものであるが未だ充分に開發せられず且精油事業も國內にては非常に採算割高につくから現在海外より輸入して居る狀態である。併し其の埋藏量は實に膨大なもので之が完全なる開發を見た暁は「ブルネイ」國產業に一大光明を齎すものと大いに囁望せられて居る。此の他石炭の產出があるが極く少量である。

一、略史

支那南宋朝の歴史中に瓜哇を去る航行四十五日「プウニー」(Puni)國を記してあるのは現今の「ブルネイ」國を指稱したものと思はれる。西暦十三、十四の兩世紀の頃「ブルネイ」國は國勢至つて振はず「メジャバヒト」國(Majapahit)・「マラカ」國(Malacca)に對し交互に朝貢した史實がある。然し十六世紀の初葉になつて「サルタン・ナコダ・ラガム」(Nakoda Regum)の施政宣しきを得たが爲國威大に伸張し「ボルネオ」島北海岸全部、全「スールー」島及比律賓群島の一部をも其の領有に歸せしめたことがある。

歐洲人で始めて「ブルネイ」國を世に紹介したのは一五二一年同國を訪れた「ビガフエッタ」(Pigafetta)を以て嚆矢とするが、「ビガフエッタ」の「ブルネイ」國往訪記なるものを繙いて見るも當時の首府「ブルネイ」市は約三萬五千の家族を擁する都市であつて其の宮殿の輪奐美、市街の景觀に彼は妙からず驚異の眼を見張つたと記してある。以上に徴して見ても當時の「ブルネイ」國は如何に殷盛を極めたものか想像するに難くない。然し十六世紀の末葉に衰運の兆漸く現はれて十九世紀の中葉頃には國運全く衰微し其の領土の大半は「サラワク」王國建設者である「ジエ

ームス・ブルーク」(James Brooke)及英領北「ボルネオ」會社(British North Borneo Company)のために漸次蠶食せられ結局「サラワク」國に併呑せらるゝの運命にあつたが、一八八八年英國の保護領となり「サルタン」と英國政府間に取極められた協定に依り爾後外國との交渉は英國政府に依り執掌せらるゝ所となつて今日に及んでゐる。

「サルタン」は現今昔日程には勢力がないが宗教關係では依然絶對勢力者である。現「サルタン」「アーメド・タジウディン・アカーブル・カーリ・ワディン・アルメルフム」(Ahmed Tajudin Akhazil Khairi Wadih ibni Almerhum)は西暦一九一三年九月二日に出生し一九二四年「サルタン」の位を世襲した。未だ幼くして政務を見る事が出來なかつた頃は「デウリー・ベンギラン・シンドーラー」(Duli Pengiran Bendahara)及「デウリー・ベンギラン・ペマンチア」氏(Duli Pengiran Pemancha)に依る合議攝政を置いて政務を攝行せしめてゐた。

II 財政

「ブルネイ」國は最近極端な財政緊縮を行つて來たが歲入歲出の均衡を得る事極めて困難であつた。一九三〇年度の歲入歲出總豫算に就いて見るに歲入豫算三十五萬二千七百五十弗歲出豫算四

十萬三千四百五十五弗（「ブルネイ」港「コンクリート」棧橋建設臨時経費六萬弗を含む）に對して實際收入は三十三萬三千六十九弗實際支出は三十七萬九千六百四弗であつた。次に掲げる表は最近五ヶ年間に於ける歲入歲出の比較對照であつて一見奈何に護謨及其他の原料品價格の下落は同國歲入の上に悪影響を及ぼしたか又最高歲入額年度一九二七年を境としてそれ以後逐年一般產業界が不振に陥入つたかを第知する事が出来る。

年 次	歲 入	歲 出
一九二六年	三六七、三四四	二九七、八九四
一九二七年	四〇二、一三四	四二六、九八一
一九二八年	三五四、七六二	三四四、〇〇五
一九二九年	三四五、二九〇	三四四、〇九二
一九三〇年	三三三、〇六九	三七九、六〇四

次に一九二八年、一九二九年、一九三〇年の三箇年間の歲出、歲入を主要科目別に表示すれば左の通である。（單位弗）

第一部 租稅及手數料

種 目	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
稅 關 收 入	一二八、九三九	一三二、五〇二	一三〇、八八一
專 賣 收 入	七九、四四七	六七、三六二	五二、九七四
免 許 料	一八、一一七	二〇、三六三	一七、二四二
人 頭 稅	一、七四〇	一、九六九	一、九八八
市町村稅收入	一一、六六七	一〇、七二七	九、六三七
第二部 官廳收入			
裁判所收入	四、一六七	四、四四七	二、九〇七
測量部收入	三、四〇七	二、一七五	二、〇一九
一般收入	一〇、一九八	五、八三四	八、二四八
第三部 郵便電信	八、八六九	八、一五〇	七、六四八
郵便電信收入			
第四部 國有財產收入	五九、一二六	六五、五〇四	七二、五九五
土地收入			

第五部 土地販賣	土地販賣割増金	拂下金額	一五、二〇〇
合計		利子收入	二三、八八五
		拂下金額	一五、二〇〇
		利子收入	一〇、四八一
		拂下金額	一五、二〇〇
		利子收入	五、一五八

歲出	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
「サルタン」獻納金	一三、二〇〇	一三、二〇〇	一二、〇〇〇
土人會長手當	一四、四〇〇	一四、四〇〇	一四、六四〇
理事官手當	一七、四六八	一六、四三九	二一、一四三
稅關、專賣局、海務局費	一三、八七八	一五、六四七	二一、三五六
土地測量部費	八、八六四	七、〇四一	六、五一三
地方廳費	一〇、九三四	一三、九四三	一六、一二八
教育費	三、四二五	七、三一〇	七、二八九

海務費	一三、一五五	一〇、〇五一	一九二八年
警察費	三一、一一一	二八、八一一	一九二九年
衛生費	五、七五四	一四、五七九	一九三〇年
政治的恩給費	二、一七四	六、七一四	
利子	一六、八八五	一六、六〇二	
市町村費	八、一六六	三、九六四	
經常雜費	二一、六一二	四五、七五八	
恩給年金費	二、七〇一	一、九九一	
臨時費雜費	一六、三六二	三、五八九	
經常土木費	一三、八九五	七、三八三	
臨時土木費	四一、四五〇	一、五〇六	
其 他	八八、〇〇一	一一、五六六	
公債償還高	五七〇	四五、二二八	
	六、〇〇〇	八七、四七六	
	六、〇〇〇	二、二二二	
	六、〇〇〇		



合 計

三五〇、〇〇五

三四四、〇九二

三七九、六〇四

一〇

右に示された通「ブルネイ」の財政は税關收入と專賣收入を主要なる財源としてゐる。即ち税關收入は總歲入の約四割に達し專賣收入は約二割に達して居る。

一九三〇年度の關稅總收入額は十三萬八百八十一弗で前年度に比し一千六百二十弗の減收である。之は輸出稅收入の減退に基くもので一九三〇年度に於けるが如き輸出稅額の減收を見たのは數年來稀有の事である。併し他方輸入稅額の激増と一九二九年後半期より煙草、石油、燐寸に課したる高率輸入稅收入とによつて本減稅は殆ど間然する所無きまでに補填せられた。尙一九三〇年十月に栽培護謨の輸出稅從價二分五厘が一分に改訂せられた。

專賣收入は即ち阿片收入であつて、一九三〇年度に於ける阿片販賣高は七千六百十三「ターリル」其の純收入額五萬二千九百七十四弗である。之を前年度に比較すれば數量に於て一千六百三十七「ターリル」、價額に於て一萬四千三百八十六弗の減額である。國內に於ける阿片の小賣販賣は政府自ら之に當り阿片喫煙者は法令に依り其の登録を強制せられる。一九三〇年十二月末迄に登録を了した支那人數は五百八十八名に上り前年同期に比し百三十名の增加である。之油田地方に於ける支那人勞働者の增加に基くものである。

四、經濟

「ブルネイ」の經濟狀況は他の南洋諸國と同様に熱帶栽培殊に護謨に依て左右される。國內に豊富な油田を有して居るが未だ開發進まずして同國經濟上の貢獻は現在未知數である。又國土狹小にして人口も僅少である爲め其の經濟力は微々たるを免れない。

護謨の國外輸出は總輸出額の七割内外を占めてゐるが、近年の護謨價暴落の爲め「ブルネイ」國の經濟狀態は全く不振に陥り國內商店（商人は大部分支那人である）にして破産するもの少くない有様である。一方護謨好況時代農民は銀貨を蓄積して居たが其の死藏貨幣の市場流出及近年の銀相場下落と相俟て國內通貨の一大膨脹、貨幣價格の低廉を誘致し同國經濟、金融關係は遂に全く攪亂さるゝに至つた。敍上の様な一般農產物の深刻なる打擊に拘らず貿易總額に於ては一九二九年の百七十三萬五千六百二十八弗より一九三〇年の三百三十四萬三千八百七十弗に増加する云ふ珍現象を現出した。右は全く「ベライト」地方への輸入品激増に因由するものである。同地方は一大油田の發見と共に躍進的發展を遂げ外國製品の大量輸入を招來した。本石油事業は現今未だ海外に向け送油開始の運びに至らないが之が完全なる開發を見て海外送油の曉には全國

經濟界に一大光明を齎すであらうと一般に觀測せられて居る。

五、産業

(イ) 農業

「アルネイ」の主要産業として筆頭に記すべきものは農業であつて、護謨、「セイゴ」及米を其の三大農產物として擧げる事が出来る。

護謨 護謨栽培總面積は約九百「エーカー」であつて中四百「エーカー」は歐洲人諸會社の所有に屬し殘餘は亞細亞人小企業者の占むるところである。近年護謨價の低落は極めて顯著で一九三〇年九月には未曾有の安値を呼びそれがため小規模護謨栽培の大多數は採液業務を一時中止せざるを得なくなつた。歐洲人經營の大會社は兎に角堪へ忍んで來たが、生産費以下の護謨價と戰ふには實に凡ゆる経費節減の法を講じなければならなかつた、護謨の輸出數量は一九二九年に千二十七噸であつたが、一九三〇年には八百七十噸に激減した。其の價額は約半減して七十四萬二千九百九十九弗より三十七萬七千九百二十七弗となつた。

「セイゴ」(Sago) 護謨好況時代には農家は「セイゴ」を等閑に附して居たが護謨價慘落以來「セ

イゴ」栽培に注意を拂ふ様になつた。偶々米の凶作に基く「セイゴ」の需要増加も之に作用して、一九二九年三千「ビクル」の輸出は一九三〇年一躍して六千「ビクル」に激増した。併し乍ら一九三〇年の下半期に至つて價格漸く低落し來り輸出向として利益が余りなくなつて來た。

米 米作地面積は種々の經濟的事情の必要に迫られて近年大に擴張された。一九二九—三〇年苗植付期に於ける米作地總面積は約七千五百「エーカー」で前期に比し一千三百「エーカー」の増加を示した。耕作方法には水田作と陸稻作の二様式が採用せられてゐる。水田様式に依る時は平均陸稻樣式に依る時よりも二倍以上の收穫を擧げる事が出来る。此の事實は一般農家に水田作の陸稻作よりも有利である事を知らしめ近年陸稻作より水田作に變更する者が漸次多きを加へて來た。

(ロ) 林業

「アルネイ」國の主要林產は「ゼルトン」(Jelutong)といふ護謨の一種である。一九一八年に百噸、一九二九年に七十八噸の海外輸出を見たけれども一九三〇年後半期に入り其の價格が著しく低落したため目下採算不可能に陥り輸出を停止して居る。「ゼルトン」を採取するには政府の特許が必要で政府の森林收入の大部分は「ゼルトン」採取特許料が占めて居る。其の額を示せば一九二九年

に六千二百七十五弗一九三〇年に三千三百八十八弗である。木材の海外輸出は現在殆ど無く、國內用として少量の硬材が產出せらるるに過ぎない。「トウトング」「ペライト」及「テムブロング」河上流の廣大なる森林地帶より良材の產出あるものと一般に推定せられて居るが未だ曾て正確なる調査行はれたる事なく其の真相不明である。且絞上の森林を開発し河川に依る流筏をなさんとする時には河川何れも大なる浚渫工事を必要とするから其處に經費上の難關もある次第である。

(八) 製造工業

「カッヂ」(Cutch) 「カツチ」は樹皮より抽出されるもので染料及鞣用として使用される。右製造の爲一九〇〇年「ブルネイ」市に創設せられた「アイランド」貿易株式會社 (The Island Trading Company, Ltd.) は一九二九年に一千八十五噸、其の價額十八萬三千五百八十三弗、一九三〇年に二千九百九十四噸、其の價額二十二萬八十弗の「カッヂ」を輸出した。現在「カッヂ」製造に使用せらるる樹皮の大半は國外より供給を受けて居るが「ペライト」地方の開發により本原料の輸入は將來大に減退するに至るであらう。

美術手藝品 主要なる土人手藝品は銀製器、「サロン」及真鍮器の三種である。銀製器は古來同國手藝品中最重要な地位を占め其の精巧なる點に於て「ボルネオ」本島及馬來半島各地より

產するものより大なる聲價を博して居る。近年馬來美術手藝協會 (The Malay Arts and Crafts Society) が新嘉坡に本品販賣市場を開設して以來其の需要頓に増加するに至つた。一九三〇年に於ける同協會取扱の賣上高は一千弗に達し海外輸出高は一萬三千弗を超過した。「ブルネイ」銀製器工は葉巻入、灰皿、洗指鉢等の歐洲製品を模造しそれに同國特有の古代模様を彫刻する事に卓絶せる技能を有して居る。

真鍮器製造は實用品、裝飾品等其の種類頗る多い。主として内地の需要に充たされる。

極く少量の絹「サロン」(Salong) を產するが、大半は木綿「サロン」である。何れも「ブルネイ」婦女子の手織製品である。「トレングヌ」(Trengganu) 及馬來半島各地產のものに比し生地、色合共に遜色する所がない。

(二) 鑄業

「ブルネオ」に於て石油が創めて發見せられたのは一九一四年「ペライト」地方の「ラビー」(Labi) に於てである。

一九二四年「サラワク・オイル・フィールド」株式會社 ((The Sarawak Oil fields Limited) の傍系會社である「ブリティッシュ・マレイン・ペトロリウム」株式會社 (The British Malayan Petroleum

Co., Ltd.) は其の附近一帯の地の「コンセッション」を獲得したが、「ラビー」油田は余り有望なものでなかつた。然し乍ら同會社は過去數年間「ベライト」地方海岸地帶の油井開発に全力を盡して來た。其の結果一九二九年四月「クアラベライト」の西北部約十哩「セリア」(Seia) に油田を發見し既に鑿井を行へ良質の石油を產出する數個の油井がある。尙同會社は引續き此の方面の油層調査に鋭意努力を用ひ其の後數箇所の地點に就いて行へる試掘の結果は益々本事業の有望なる事を立證した。一方「クアラベライト」市は之が爲異状なる發展を遂げ倉庫、事務所、礦夫宿泊所等急速に建設せられ目下水道敷設のため水源地の調査中である。又「セリア」河上には「クアラベライト」市本社間との交通の利便を促進せんが爲新規に鐵橋が架設せられつゝある。

石炭 新嘉坡「シンデケート」は「ブルネイ」市下流兩岸の廣大なる地域に亘り埋藏せる石炭の採掘許可を得目下大資本投下を以て之が開發の計畫中である。併し概して「ブルネイ」國の石炭は特殊の地層中に介在し之を採掘するには大なる費用を必要とするから果して上述の石炭事業も有利なりや否や未だ疑問である。

六、貿易

一九三〇年度の貿易額は三百三十四萬三千八百七十一弗で前年度に比し六十萬八千二百四十三弗の増加である。是を輸出入各狀況に就き見るに輸出貿易額は一般原料品價格の下落に基き前年度の百二十五萬一千三百三十五弗より四十四萬二千八百八十六弗の減額である。之に反し輸入貿易額は前年度の百四十八萬四千二百九十三弗より百五萬二千百二十九弗の激増を見た。此の大なる輸入貿易の増加は「ベライト」地方油田開發に依る各種の機械器具原料品の輸入に基因する事は前述の通である。左に掲げた表は自一九二八年至一九三〇年三箇年間の主要輸出入品數量・價額及各地に於ける輸出入狀況を比較對照したものである。

主要輸出品數量及價額

(A) 食料品及家畜	品目及年別			數		
	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
牛	二六	五三	四二	九、一四	二、五六	二、五七
豚	二六	五三	三六	二三、一九	二三、五六	七、四〇九
鶏	二六	三三	三一	二八	二五	二四
乾 蔬	二六	二六	一、六七	四八、一五	五四、三七	五四、五五
魚	二一	一〇	一〇	四五	四四、〇一	一、九八
						一七

		(A) 食料、飲料品及煙草			(B) 原料			(C) 製造品		
品目及年別	量	米 「サ ロ ン」	其他の穀物 「カ ジ ヤ ン」	牛 乳 「カ ジ ヤ ン」	其 他 「カ ジ ヤ ン」	合 計	海 皮 「セ ル ト ン」	石 灰 「セ ル ト ン」	材 木 「セ ル ト ン」	紙 物 「セ ル ト ン」
一九二八年	數	一、二三枝	一、二三枝	一、二三枝	一、二三枝	一、二三枝	一、六六九	一、六六九	一、六六九	一、六六九
一九二九年	量	一、三七四	一、三七四	一、三七四	一、三七四	一、三七四	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇
一九三〇年	量	一、六八一	一、六八一	一、六八一	一、六八一	一、六八一	一、八一三	一、八一三	一、八一三	一、八一三
一九二八年	價	八、七九一	八、七九一	九、八八八	九、八八八	九、八八八	一、三、五三九	一、三、五三九	一、三、五三九	一、三、五三九
一九二九年	額(弗)	二二、七二二	二二、七二二	二一、九六六	二一、九六六	二一、九六六	一、六、五〇〇	一、六、五〇〇	一、六、五〇〇	一、六、五〇〇
一九三〇年	額(弗)	六、五五五	六、五五五	二、四八六	二、四八六	二、四八六	一、三、五三五	一、三、五三五	一、三、五三五	一、三、五三五
		八、六五五	八、六五五	一、八四一	一、八四一	一、八四一	五、八八九	五、八八九	五、八八九	五、八八九
		七、五五九	七、五五九	二、四八一	二、四八一	二、四八一	三、二〇二	三、二〇二	三、二〇二	三、二〇二
		七、五七七	七、五七七	二、四九九	二、四九九	二、四九九	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五
		九、一六四	九、一六四	一、八四六	一、八四六	一、八四六	二、六〇三	二、六〇三	二、六〇三	二、六〇三
		六、八三六	六、八三六	六、八三六	六、八三六	六、八三六	一、七、四七六	一、七、四七六	一、七、四七六	一、七、四七六
		六、八三〇	六、八三〇	六、八三〇	六、八三〇	六、八三〇	一、七、四七五	一、七、四七五	一、七、四七五	一、七、四七五
		七、三〇七	七、三〇七	七、三〇七	七、三〇七	七、三〇七	一、七、四七四	一、七、四七四	一、七、四七四	一、七、四七四
		二、七四四	二、七四四	二、七四四	二、七四四	二、七四四	一、七、四七三	一、七、四七三	一、七、四七三	一、七、四七三
		三八八	三八八	三八八	三八八	三八八	一、九	一、九	一、九	一、九

七、交通

汽船 船底十二呎以下の船舶であれば最低潮時を除き何時でも「ブルネイ」港に入港する事が出来る。同港は一九三〇年竣工せられ「コンクリート」の浮船渠の裝置を有する鐵筋「コンクリート」棧橋の設備がある。「ストレーツ・スティーム・シップ」會社 (The Straits Steamship Company, Limited) は現今同社所有の「ブルネイ」號を「ブルネイ」、「ラブアン」間に就航せしめ地方旅客の輸送、貨物の運搬に從事して居るに過ぎないが近年中に「ブルネイ」、「クアラベライト」間に沿岸航路を設定する計畫である。「ラブアン」島は「ブルネイ」の東北四十哩の海上に横はる海峡殖民地直轄の小島であつて、新嘉坡と「ブルネイ」を連絡する交通の要所であることを卷頭の摘要に記する通である。

道路 全國を通じ道路の完全なものは一として見出されない。唯「トウティング」道路だけは未鋪だ裝工事が施されないがよく整備せられ其の幅員十六乃至二十呎に及び道路支持費一哩當り約三百二十五弗を計上して居る。豪雨直後一定時間路面の泥化を防ぐ爲牛馬車若くは一般交通の禁止さるゝ事がある。「クアラトウニング」、「クアラベライト」間を通ずる海邊道路は「ブリティッシュ・

マレイアン」石油株式會社が目下建設中で既に橋梁の架設、一部道路の完成を見たし「ブルネイ」、「クアラベライト」間の交通は「クアラトウティング」に於て大型の渡船に依り直通する事が出来る。又「テムブロング」より「サラワク」國の「リムバンダーバンダルアン」道路に連結する新道路が目下敷設中である。

警察に登録された自動車數は一九二九年には四十五臺で、一九三〇年には七十三臺となつて居る。

八、通 信

郵便 一九三〇年に於ける郵便收入は七千六百五十弗支出は一萬一千五百六十六弗で前年度に比し收入に於て五百弗支出に於て二千九百四十弗の減額である。次に掲ぐる表は自一九二九年至一九三〇年の郵便（書狀、印刷物、小包）取扱状況を比較したものである。

年 次	受取件數	發送件數	合 計
一九三〇年	四三、四六〇	二四、〇八〇	六七、五四〇
一九二九年	五二、九九四	二二、九七九	七五、九七三

一九二八年 四五、七二三 二六、六八九 七二、四一二

一九三〇年郵便爲替取組件數は二百四十一件其の價額六千三百三十六弗九十一仙年内に現金支拂済の受取爲替件數は三十一件其の價額四百五十六弗十四仙である。現金引換渡小包件數は八百四十八件其の料金一萬九千七百五十二弗四十三仙である。

電話 「ブルネイ」市には電話の設備がある。一九三〇年中に通話區域の擴張を見、近隣歐洲人經營の護謨栽培園及「アイランド」貿易會社各事務所との通話が可能となつた。

無線電信 國内に五個の無線電信局がある。一九三〇年の取扱件數は四千百八十五件前年度に比し六百九十五件の減數である。其の種目内譯を見れば左の通である。

- (a) 内 國 通 信 二、五五二件
- (b) 國 外 通 信 八〇五件
- (c) 對「サラワク」通信 八二八件

九、裁判、警察及刑務

裁判 裁判は裁判所で行はれ裁判所は理事官裁判所、第一級裁判所、第二級裁判所、土人裁判

所、「カティス」(Katis)裁判所の五級に分れて居る。理事官裁判所は一切の民事刑事訴訟の第一審裁判並上告裁判を管掌する。海峽殖民地大審院は死刑に該るべき犯罪の第一審裁判及法律の特別に定める民事刑事に關し理事官裁判所の下した判決に對する控訴裁判を管轄する。左に掲げる表は上記裁判所に於て受理判決を下した訴訟件數である。

地名	理事官裁判所		第一級裁判所		第二級裁判所		小計
	刑事	民事	刑事	民事	刑事	民事	
「ブルネイ」	四	三	七七	二三	一二	二五四	三七三
「ペライト」	一	一	二六	二二	九一	九六	二二五
「トウトング」	一	一	一	二	三六	九九	一三八
「テムブロング」	一	一	三	一	一四	一四	一七
「ムアラ」	一	一	一	五	三	八	七六一
合計	四	三	一〇七	三七	一四四	四六六	

警察 一九三〇年末現在に依れば警兵五十一名、伍長三名、軍曹三名、曹長四名、特務曹長一名を以て警察隊が組織せられて居るが、「ペライト」地方の開發と共に右の人員を以てしては不足を告げ幾分人員増加を行ふことになつた。而して紀律の嚴守を訓練すると共に射撃の上達を獎勵してゐるので警察隊の素質は近時非常に向上して來た。

刑務所 一九三〇年に於ける收監囚人數は四十四名で悉く男子成年者である。これを人種別にすると支那人一九、馬來人九、「ケダヤン」人一七、瓜哇人四、印度人二、「ドスン」人五である。囚人は主として道路敷設、埋立工事等の土木事業に使役せられて居る。

一〇、公衆衛生

一九三〇年五月創めて常任歐洲人醫務官任命せられ其の後醫務衛生局の設備は大に改良せられて來た。一九三〇年に於ける同局收入額は一千四十二弗、支出額は一萬七千三百九十六弗であつて同國財政より見れば衛生費に可成りの支出を敢行して居る。

「ブルネイ」國人口調査は推定に基くものであつて、國勢調査は今日迄一度も行はれた事がない。隨つて正確な死亡出生率等知るに由がない。出生、死亡届は法律に依り強制せらるゝ所であるが國內の大部分は下級警察官又は土人會長之を司るのであつて其の登録原簿にどの程度迄信を置き得るかは甚だ疑問の存する所である。爾來醫師の死亡診斷の行はれたるを聞く事極めて稀であるに徴するも其の間の消息を知る事が出来る。故に正確な統計は之を求むること不可能であるが、参考の爲右不正確な材料を以て計算した結果は一九三〇年の出生率千人に就き約四三・二

八人死亡率千人に就き二九・五八となる。

又幼児死亡率は千人に就き二六一・八七（一九二九年）二四六・八五（一九三〇年）であつて非常な高率を示して居る。故に其の改善対策は醫務衛生局現下の最重要問題である。統上の高率幼児死亡原因は全國婦女子の無智疎昧及産婆の無學に基くものである。

前記醫務官は同時に衛生官を兼ねて國の衛生施設を司つてゐる。目下其の下に一名の衛生監督官補があつて「ブルネイ」市に居るが、近く適任の衛生監督官（「マレイアン」石油會社僱聘醫）を任命して時々出張執務せしむることになつてゐる。因に一九三〇年中は何等の傳染病發生を見なかつた。

「ブルネイ」市に國立病院がある。近代式の醫療設備よく整ひ外來患者診療のため特に附屬施藥所（Dispensary）の設備がある。一九三〇年中右施藥所の取扱患者數は五千四百七十六名に達した。又國內十五箇所に巡回診療所があつて小學校、警察署、會長の家等を之に當て、醫療助手（Dresser）が之に巡回出張する。一九三〇年巡回診療の施療患者數は三千四十六名に上つた。尙右助手は全國小學校を訪れて個人衛生、「マラリヤ」豫防法、腹蟲驅除方法等に就き簡単なる講話を行ふことになつてゐる。

一一、教 育

教員を得ることは極めて困難である爲現在義務教育の行はれて居るのは「ブルネイ」市に限られてゐる。全國に義務教育の實施を見るに至るには未だ時日を要する。併し兒童就學率は比較的良好である。毎年新規に増設せらるゝ小學校數は一、二に上るが同國の貧弱なる財政では教育の設備等充分に行ふ事は出來ない。左表は一九三〇年末調査の國立小學校兒童數である。

學 校 名	(兒 童 數)
「ブルネイ」	三六五
「キラナス」	二六
「トウトング」	七八
「ルボク・ブラウ」	二六
「タンジオング・マヤー」	五三
「トウムブアン・ガガス」	四二
「テムブロング」	四一

「ラーブー」

二五

二八

「クアラベライト」

三二

二九

合

計

六八八

教授用語は馬來語で學科目は馬來半島土人小學校に其の範を取り兒童に漁業農業を厭忌せしめる様な科目は一切採用されて居ない。各小學校は夫々所有の農園に依り兒童の農業實習を行ひ斯業の獎勵を計つて居る。全國を通じ女學校は唯一校あるだけで生徒總數は二十四名であるが成績良好である。將來同校卒業生中より女教員を養成し同國女子教育の振興に當らしめる計畫なる由である。尙「ブルネイ」市に私立支那人學校があつて生徒約四十名を有し政府の補助を受けてゐる。又「ラブアン」市に英語學校があるが政府は之に毎年補助金を與へ又「ブルネイ」人子弟にして成績優秀なる者は同校に留學せしめ其の學資を給してゐる。

一一、土地法規

地券若くは「コンセッション」によつて保有せらるる地を除き他は凡て國有地と稱せられて、一九〇九年制定の土地法に基き理事官之が任意處分權を有する。讓渡された土地は土地局登記簿に

登録する事に依つて永續的若くは一定年限の間之を保有する事が出來る。土地局は右登記手續を完了した土地保有者に對し地券を交付する。右土地保有權の效力は土地の表面にのみ及ぶものであつて、地下の礦物及公益事業のための公用徵收等の權利は政府の留保する處である。而して石炭、石油等の礦物の試掘權許可は理事官が單獨に行ふ事が出來るが礦區五平方哩以上に亘る探掘權許可に對しては馬來高級委員の認可が必要である。又土地に關する一切の取引即ち土地の讓渡、抵當權設定は土地局に登録しなければ一切無効である。地權の確定した土地は裝稜羅針盤を用ひて測量せられ境界線上に石標を建てられる此の測量の正確なるや否やに關しては疑問の余地があるけれ共、測量局すら設け得ない現在の財政狀態では致方のない事である。

一九三〇年末の調査に依れば私有地總面積は約七萬四千八百「エーカー」で約四千四百の小地主が居る。地代總額は一萬九千六百五十六弗の計算であるが同年末現在滯納額七百三十弗であつた。右滯納額の大部分は最近數年來護謨不況のため採液業務を休止せる護謨園地代の未納に基づくものであつて、是等地代未納土地は政府に返付を餘儀なくされるであらうとの事である。一九三〇年中讓渡せられた國有地は四百四十三「エーカー」に達し其の中二百「エーカー」は護謨栽培に使用せられて居る。土地讓渡出願件數百五十五件中許可せられたるものは百十三件で

ある。土地の需要は米の栽培を除き一般に減退を示して居る。

三〇

一三一、労働者状況

國內に於ける労働條件は一九一三年制定の労働法及其の追加修正條項並各種の印度人移民取締法規に依り律せられる。馬來勞働監督官は同時に「ブルネイ」國の勞働監督官である。英國理事官は副勞働監督官で醫務官は補助勞働監督官である。南部印度より馬來半島及「ブルネイ」に渡來する移民勞働者は印度人移民取締委員會（委員長は馬來勞働監督官）に依り取締を受ける。是等印度人の就労地に至る迄の旅費全額は印度人移民基金より支辨せられる。同基金は年四回印度人勞働者使用者より徵收せられる。「ブルネイ」では四箇の大護謨園の中一園だけが印度人を誘入したが、其の時期が恰度護謨價下落の際であつたので契約所定の賃銀支拂困難となつて一時心配の種子となつたが、印度人勞働者は歸國するよりも低賃銀に甘んずることを約したので無事解決した。一九三〇年中に印度人移民基金を以て本國に送還された印度人は成年者五十六名未成年者七名である。

一九三〇年中護謨園に就労する「ジャバ」人及支那人勞働者の中園主の費用で本國に送還され

たものが相當にあるが正確な數字は判明しない。又支那人勞働者で貧困又は老衰の爲政府の費用で本國へ送還されたものも數名ある。

一九三〇年末現在の國內大會社使用勞働者數人種別は次の如くである。

人種	「カフチ」會社 石油會社 支那 「ダイヤヤ」人 印度 「ジャバ」人 其他 合計	會社 七〇〇 「ブルネイ」人及 「ケダヤン」人 一 一 一 一 一 一 九三七	石油會社 二八三 一 一 一 一 一 七	護謨園 五九九 三九一 三四 二四九 六一 一四 一 七五 七	合計 一、五八二 四二七 三一〇 一四 七五 七 二、四一五
----	--	---	---	--	---

一四、氣象

一九三〇年平均最高溫度は日蔭で華氏八十六度三十分で最高溫度は日蔭で八十九度である。^一「ブ

三一

ルネイ」市に於ける年降雨量は百二十四・〇八吋で十月、九月の兩月間の雨量は其の三分の一を

一九三〇年各地に於ける降雨量は左の通りである。(単位吋)

三三

月別及地名	「アルネ イシ市」	「スガク」	「ガトン グ」	「クリムバ サング・バ	「ラ・ブ・ウ」	「ビアン グ」	「テム・プロング」	「パトウ・ アボイ」	「ベライト ト」	「ベライ アラ・ ベライト」
十一月	八・六二	九・一八	九・二云	一・五九	〇・三三	二・七一	六・八五	八・六六	一・四三	不詳
十二月	九・五四	一・五七	五・四四	四・四七	一・云	二・五六	三・一八	一・九四	同	同
一月	一九・七	一七・四	九・八	一・五〇	一・五〇一	三・八	二・三	八・五九	一・七九	同
二月	二〇・六〇	二一・五二	七・六二	六・七九	六・五一	二・五	一・五	二・五九	二・三	同
三月	九・八六	八・八九	七・六	六・六七	一・三・九	一・三・八	一・三・七	一・三・四三	一・三・三	同
四月	一〇・四	一〇・七一	七・七一	四・九六	一・四・〇	一・五・〇一	一・五・〇一	一・五・四	一・五・三	同
五月	一一・三七	一一・五二	六・一九	四・九五	一・三・〇一	一・三・〇一	一・三・〇一	一・三・〇一	一・三・〇一	同
六月	一二・七	一二・五二	一六・八五	一六・八九	一・二・八九	一・二・八九	一・二・八九	一・二・八九	一・二・八九	同
七月	一二・三七	一二・三	二〇・七一	二〇・六五	一・五・三〇	一・五・三〇	一・五・三〇	一・五・三〇	一・五・三〇	同
八月	一二・七五	一二・七五	二〇・六五	二〇・六五	一・五・二〇	一・五・二〇	一・五・二〇	一・五・二〇	一・五・二〇	同
九月	一二・〇六	一二・〇六	一・四・四七	一・四・五六	一・四・二九	一・四・二九	一・四・二九	一・四・二九	一・四・二九	同
十月	一二・〇〇	一二・〇〇	一・三・七五	一・三・七五	一・三・五四	一・三・五四	一・三・五四	一・三・五四	一・三・五四	同
十一月	一一・九七	一一・九七	九・五四	九・五四	四・八二	四・八二	四・八二	四・八二	四・八二	同
十二月	一一・八六	一一・八六	九・五四	九・五四	四・七五	四・七五	四・七五	四・七五	四・七五	同

合計 三六・八 二五・七 二三・九 二二・七 一七・八 一五・四 一六・三
一九三〇年「ブルネイ」市國立病院に於ける氣溫左の如くである。(華氏)

月別	平均溫度											
	最高溫度	最低溫度	最高均溫	最低均溫	最高均溫	最低均溫	最高均溫	最低均溫	最高均溫	最低均溫	最高均溫	最低均溫
一月	八五・九〇	七六・七一	九・一九	八八	八九	八九	八九	八九	八八	八八	七五	七五
二月	八五・五七	七六・五〇	九・〇七	七四	七五	七五	七五	七五	七四	七四	七四	七四
三月	八六・二六	七六・六一	九・六五	八八	八九	八九	八九	八九	八八	八八	七五	七五
四月	八六・三七	七七・一〇	九・二七	九・四二	一〇・二六	一〇・三九	一〇・三九	一〇・二六	九・四二	九・四二	九・四二	九・四二
五月	八六・二三	七六・八一	九・二七	九・四二	一〇・二六	一〇・三九	一〇・三九	一〇・二六	九・四二	九・四二	九・四二	九・四二
六月	八六・七三	七六・四七	九・二七	九・四二	一〇・二六	一〇・三九	一〇・三九	一〇・二六	九・四二	九・四二	九・四二	九・四二
七月	八七・〇〇	七六・六一	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	九・五二	九・五二
八月	八六・二三	七六・七一	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	九・五二	九・五二
九月	八六・八七	七六・七七	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	一〇・一〇	九・五二	九・五二	九・五二	九・五二
十月	八六・二九	七六・三〇	九・九七	九・九七	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九
十一月	八五・三〇	七六・七四	九・一〇	九・一〇	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九
十二月	八六・三〇	七六・七〇	九・一〇	九・一〇	八八	八九	八九	八九	八九	八八	八八	八八



終

